

① 計画造林準備金の益金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
年	・	・		

別表十二(二十)

平十六・四・一以後終了事業年度分

当期益金算入額の計算	造林を行った場合の益金算入額 (17)の計	1	円	翌期の繰越額の計算	期首現在額	7	円	
	2年を経過した場合の益金算入額 (18)の計	2			当期取崩額	8		
	(1)及び(2)以外の場合による 益金算入額 (19)の計	3			同上以外の場合による準備 金取崩額	9		
	計 (1)+(2)+(3)	4			計 (8)+(9)	10		
	当期準備金取崩額 (10)	5			差引期末現在額 (7)-(10)	11		
	益金算入額 (4)-(5)	6			減算	同上のうち前期末までに益 金の額に算入された金額	12	
					算	当期中において益金の額に 算入すべき金額 (6)	13	
				期末計画造林準備金 (11)-(12)-(13)	14			

益金算入額等の計算の内訳

積立事業年度	当初の積立額のうち損金算入額	期首現在の準備金額	当期益金算入額			翌期繰越額 (16)-(17)-(18)-(19)
			造林を行った場合	2年を経過した場合	(17)及び(18)以外の場合	
	15	16	17	18	19	20
・	円	円	円	円	円	
・						円
・						
・						
計				円		

別表十二（二十）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人で森林法第2条第2項（定義）に規定する森林所有者に該当するものが平成13年改正措置法附則第21条第4項（計画造林準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成13年改正前の措置法第56条の3第2項から第6項まで又は第8項（計画造林準備金）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「益金算入額等の計算の内訳」の各欄は、計画造林準備金の損金算入の適用を受けた法人が、累積限度超過額が生じたこと、措置法第50条（植林費の損金算入の特例）の規定により損金の額に算入した金額があること、積立後2年を経過したこと及び任意に取り崩したことによる益金算入額を計算する場合のほか、翌期以降の益金算入額の計算のため各事業年度の積立額等を明らかにする必要がありますから、当期において益金算入額がない場合にも記載してください。
- 3 「積立事業年度」には、当期首現在の計画造林準備金の金額のうち、その積立てが最も古い事業年度から順次記載します。
- 4 「当初の積立額のうち損金算入額15」には、積立事業年度において積み立てた準備金の額で、損金の額に算入された金額を記載します。
- 5 「期首現在の準備金額16」には、前期分のこの明細書の「翌期繰越額20」の金額を事業年度ごとに記載します。